

## 山梨県農地維持・資源向上活動支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、農業農村が持つ多面的機能の維持・発揮を促進し、地域資源の良好な保全とその質的向上を図ることを通じて、地域の振興に資するため、地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動（農地維持活動）や、地域資源の質的向上を図る共同活動（資源向上活動（共同））に加え、農地周りの農業用排水路等施設の長寿命化のための活動（資源向上活動（長寿命化））に対し農地維持・資源向上活動支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）を交付する措置を講じることとする。

2 本補助金の交付については、次に定めるものによるほか、この要綱の定めるところによる。

(1) 多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）

(2) 多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）

(3) 多面的機能支払交付金交付要綱（平成26年4月1日付け25農振第2253号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）

(4) 日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知。以下「推進交付等要綱」という。）

(5) 日本型直接支払推進交付金実施要領（平成28年4月1日付け27生産第2855号・27農振第2219号農林水産省農村振興局長通知。以下「推進実施要領」という。）

(6) 山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）

3 知事は、予算の範囲内において次の各号に掲げる補助金を交付するものとする。

(1) 農地維持活動支援事業費補助金

知事は、農地維持活動支援事業費補助金の対象農用地が存する市町村からの申請に基づき、第5条の第1項に規定する地目毎の交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計額の範囲内で市町村に補助金を交付する。

## (2) 資源向上活動支援事業費補助金

### ア. 資源向上活動支援事業費補助金（共同活動）

知事は、地域資源の質的向上を図る共同活動の対象農用地が存する市町村からの申請に基づき、第5条の第4項に規定する地目毎の交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計額の範囲内で市町村に補助金を交付する。

### イ. 資源向上活動支援事業費補助金（長寿命化）

知事は、施設の長寿命化に係る活動の対象農用地が存する市町村からの申請に基づき、第5条の第8項に規定する地目毎の交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計額の範囲内で市町村に補助金を交付する。

### ウ. 組織の広域化・体制強化

知事は、組織の広域化・体制強化の対象活動組織が存する市町村からの申請に基づき、第5条の第10項に規定する交付単価で市町村に補助金を交付する。

## (3) 推進事業費補助金

知事は、推進交付等要綱別紙1第2に定める市町村推進事業及び推進交付等要綱別紙1第3に定める推進組織推進事業に対し、補助金を交付する。

### (補助金の対象経費及び交付額)

第2条 前条に規定する補助金の対象経費及び交付額は別表のとおりとする。

### (実施期間)

第3条 本補助金の実施期間は、国の「多面的機能支払交付金」の実施期間に準ずるものとする。

### (推進組織に係る手続)

第4条 推進組織の長は、推進交付等要綱別紙4第2の2に基づく承認申請について、協議書（第1号様式）により知事に事前に協議するものとする。

2 推進組織の長は、推進交付等要綱別紙4第3の1に基づき届け出る地域協議会規約その他の規程の変更について、協議書（第2号様式）により知事に事前に協議するものとする。

(農地維持活動支援事業費補助金及び資源向上活動支援事業費補助金の交付単価)

第5条 農地維持活動支援事業費の交付単価は、次に掲げる表に定めるとおりとする。

地 目	農地維持活動支援事業費 補助金の10a当たりの 交付単価
田	2,250円
畑	1,500円
草 地	187.5円

※1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てて交付することとする。

- 2 実施要綱別紙1第6の2の(1)および(2)に基づき、事業計画に定める実施期間中に対象農用地の地目を変更する場合、当該対象農用地に係る基本単価および加算単価については、地目の変更があった時点の当該期間中に限り、変更前の地目の単価を適用するものとする。
- 3 実施要綱別紙1第6の2の(3)により、樹園地を有し、かつ前項に定める表の交付単価に0.5を乗じた額とする申請のあった地区については、交付単価を5割とする。(以下、「樹園地単価」という。)但し、交付単価を5割とする申請のあった地区を有する市町村における農地維持活動支援事業費補助金の対象農用地の面積が、前年度と比較して増加が見込まれることを要件とする。
- 4 資源向上活動支援事業費補助金(共同活動)の交付単価は次の(1)と(2)に定めるとおりとする。

(1) 基本単価

地 目	資源向上活動支援事業費 補助金(共同活動)の 10a当たりの交付単価
田	1,800円
畑	1,080円
草 地	180円

(2) 加算単価

- a 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

実施要綱別紙2第6の2の(1)ウのaに定める対象農用地において、資源向上活動支援事業費の加算単価は、次に掲げる表に定めるとおりとする。

地目	資源向上活動支援事業費補助金（共同活動）の10a当たりの加算単価
田	300円
畑	180円
草地	30円

b 農村協働力の深化に向けた活動への支援

実施要綱別紙2第6の2の(1)ウのbに定める対象農用地において、資源向上活動支援事業費の加算単価は、次に掲げる表に定めるとおりとする。

地目	資源向上活動支援事業費補助金（共同活動）の10a当たりの加算単価
田	300円
畑	180円
草地	30円

c 水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援

実施要綱別紙2第6の2の(1)ウのcに定める対象農用地において、資源向上活動支援事業費の加算単価は、次に掲げる表に定めるとおりとする。

地目	資源向上活動支援事業費補助金（共同活動）の10a当たりの加算単価
----	----------------------------------

田	300円
---	------

- 5 実施要綱別紙2第6の2の(1)イに基づき、5年間以上活動を実施し、補助金の交付を受けた対象農用地、もしくは資源向上活動支援事業費補助金(長寿命化)の対象農用地については、前項に定める表の交付単価に0.75を乗じて得た額を交付単価とする。(以下「0.75単価」という。)
- 6 実施要綱別紙2第6の2の(1)エにより、樹園地を有し、かつ前項に定める表の交付単価に0.5を乗じた額とする申請のあった地区については、交付単価を5割とする。(以下、「樹園地単価」という。)但し、交付単価を5割とする申請のあった地区を有する市町村における資源向上活動支援事業費補助金(共同活動)の対象農用地の面積が、前年度と比較して増加が見込まれることを要件とする。
- 7 実施要綱別紙2第6の2の(1)オに基づき、実施要領別記1-2第3の2の(3)に定める、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合には当該の交付単価に5/6を乗じて額を交付単価とする。
- 8 資源向上活動支援事業費補助金(長寿命化)の交付単価は次に掲げる表に定めるとおりとする。

地目	資源向上活動支援事業費 補助金(長寿命化)の 10a当たりの交付単価
田	3,300円
畑	1,500円
草地	300円

- 9 実施要綱別紙2第6の2の(2)のア及びイに基づき、実施要綱別紙5の第3に定める要件を満たさず、かつ直営施工を実施しない活動組織については、当該単価に5/6を乗じて得た額とし、また、実施要綱別紙5の第3に定める要件を満たさない活動組織の場合は、当該金額又は保全管理する区域内に存在する集落数に150万円を乗じて得た額のいずれか小さい額を、県が交付する額とする。
- 10 実施要綱別紙2第6の2の(3)に基づき、対象組織への組織の広域化・体制強化に対する交付単価は、次に掲げる表に定めるとおりとする。

区 分	1 組織当たり の交付単価
3 集落以上又は 50ha 以上 200ha 未満	30千円
200ha 以上 1,000ha 未満 又は特定非営利活動法人	60千円
1,000ha 以上	120千円

(交付申請)

第6条 市町村長及び推進組織の長は、農地維持活動支援事業費補助金、資源向上活動支援事業費補助金及び推進事業費補助金の交付を受けようとするときは、規則第4条の規定により、交付申請書（第3号様式）を、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする市町村長及び推進組織の長は、前項の規定による申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合、この限りでない。

3 交付決定前に推進事業に着手しようとする市町村長及び推進組織の長は、その理由を明記した交付決定前着手届（第4号様式）を提出するものとする。

(交付の決定)

第7条 規則第7条の規定による交付決定の通知は、交付決定通知書（第5号様式）により行うものとする。

(農地維持活動支援事業費補助金及び資源向上活動支援事業費補助金の管理・運用)

第8条 市町村長は、県から交付される農地維持活動支援事業費補助金及び資源向上活動支援事業費補助金を該当組織に交付するものとする。

2 市町村長は、本補助金について、他の事業と区分して経理しなければならない。

(事業の中止、廃止)

第9条 市町村長及び推進組織の長は、事業の中止・廃止をしようとするとき又は、推進事業費補助金が予定の期間内に完了しないときは、速やかに知事に対してその理由を補助金(中止、廃止)承認申請書(第11号様式)により提出し、知事の指示を受けなければならない。

(内容の変更)

第10条 市町村長及び推進組織の長は、第6条に規定する交付申請書の記載事項を変更しようとするときは、変更承認申請書(第6号様式)を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 前項に規定する軽微な変更とは、第3号様式 別紙1の2以外、第3号様式 別紙2の4以外の変更とする。

(農地維持活動支援事業費補助金及び資源向上活動支援事業費補助金の返還)

第11条 市町村長は、実施要綱別紙1第9の1、2及び別紙2第9の1、2、3に基づき、農地維持活動支援事業費補助金及び資源向上活動支援事業費補助金について、返還するものとする。

(状況報告)

第12条 市町村長及び推進組織の長は、規則第10条の規定により、当該年度の12月31日現在における状況報告書(第7号様式)を作成し、翌月の10日までに知事に提出しなければならない。

2 前項のほか、知事は、必要に応じて市町村長及び推進組織の長から遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第13条 市町村長及び推進組織の長は、規則第12条の規定により補助事業等の完了したとき(規則第6条第1項による廃止の承認があった時を含む。以下同じ。)は、その日から起算して一ヶ月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、知事に実績報告書(第8号様式)を提出し

なければならない。

2 第6条第2項ただし書により、交付の申請をした市町村長及び推進組織の長は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

3 第6条第2項ただし書により、交付の申請をした市町村長及び推進組織の長は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（第9号様式）により速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合であっても、その状況等について、補助金の交付を決定した年度の翌年度の6月15日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

#### （補助金の支払）

第14条 補助金の支払いは、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、知事が必要と認めた場合は、概算払いをすることができる。

2 補助金の全部又は一部について概算払いを受けようとする市町村長及び推進組織の長は、概算払請求書（第10号様式）を知事に提出するものとする。

#### （額の再確定）

第15条 市町村長及び推進組織の長は、規則第13条による額の確定通知を受けた後において、補助金に係る事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助金に係る事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第13条第1項に準じて提出するものとする。

2 知事は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、規則第13条に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 規則第16条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

#### （関係書類の閲覧）

第16条 知事は、必要に応じて、市町村長及び推進組織の長の経理内容を調査し、当該助成の交付申請の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができる。

（経理事務指導）

第17条 知事は、必要に応じて、市町村長及び推進組織の長に対し、補助金に係る経理が適切に行われるよう指導するものとする。

（証拠書類の保存）

第18条 市町村長及び推進組織の長は、事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に規定する処分制限期間が5年を超えるものについては、当該期間が経過するまで関係書類を保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成26年8月22日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年5月25日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年5月30日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年8月29日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月22日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年7月31日から施行し、令和2年度に交付する交付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行し、令和3年度に交付する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月12日から施行し、令和4年度に交付する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月18日から施行し、令和5年度に交付する補助金から適用する。

別表（第2条関係）

事業	交付対象経費	交付対象者	交付額
1 農地維持活動支援事業費補助金	実施要綱別紙1により市町村が対象活動組織に対して交付する農地維持支払交付金に要する経費	市町村	定額
2 資源向上活動支援事業費補助金	実施要綱別紙2により市町村が対象活動組織に対して交付する資源向上支払交付金に要する経費	市町村	定額
3 推進事業費補助金	<p>（1）推進交付等要綱別紙1の第2の規定に基づいて市町村が市町村推進事業を実施するのに必要な経費</p> <p>（2）推進交付等要綱別紙1の第3の規定に基づいて推進組織が推進組織推進事業を実施するのに必要な経費</p>	市町村 及び 推進組織	定額

第1号様式（第4条第1項関係）

第 年 月 日 号

山梨県知事 殿

住所

推進組織名

代表者

印

### 推進組織の承認申請に係る協議書

山梨県農地維持・資源向上活動支援事業費補助金交付要綱第4条第1項に基づき、次の関係書類を添えて協議する。

- 1 会員名簿
- 2 規約その他の規程（推進実施要領別記2-1～2-6）
- 3 事業計画書

第2号様式（第4条第2項関係）

第 年 月 日  
第 年 月 日

山梨県知事 殿

住所  
推進組織名  
代表者 印

### 推進組織規約その他の規程の変更届出に係る協議書

山梨県農地維持・資源向上活動支援事業費補助金交付要綱第4条第2項に基づき、次の関係書類を添えて協議する。

1 規程 新旧対照表

第3号様式（第6条第1項関係）

第 年 月 日  
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印  
または  
住所  
推進組織名  
代表者 印

令和 年度 農地維持・資源向上活動支援事業費補助金交付申請書

令和 年度において次のとおり実施したいので、山梨県農地維持・資源向上活動支援事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、金 円の交付を申請する。

補助金交付申請額

農地維持活動支援事業費補助金	円
資源向上活動支援事業費補助金	円
推進事業費補助金	円

※農地維持活動支援事業費補助金、または資源向上活動支援事業費補助金を申請する場合は、（第3号様式 別紙1）を添付する。

※推進事業費補助金を申請する場合は、（第3号様式 別紙2）を添付する。

(第3号様式 別紙1)

1 事業の目的

2 事業計画及びその内容

(1) 農地維持活動支援事業費補助金 交付計画 (又は実績)

ア. 基本単価

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額 (国費+県費)	備考
田 ①		a	円	
基本単価	(円/10a)	a	円	
その他の単価	(円/10a)	a	円	
畑 ②		a	円	
基本単価	(円/10a)	a	円	
その他の単価	(円/10a)	a	円	
草地 ③		a	円	
基本単価	(円/10a)	a	円	
その他の単価	(円/10a)	a	円	
計 ①+②+③		a	円	

※実績報告においては、返還額を交付額の欄に [ ] 書きで記載すること。

イ. 加算単価

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額 (国費+県費)	備考
田 ①		a	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	
加算上限を適用する		a		
畑 ②		a	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	
加算上限を適用する		a		
草地 ③		a	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	
加算上限を適用する		a		
1 集落あたり加算上限を 適用する集落④	(円/集落)	集落	円	
1 組織あたり加算上限を 適用する組織⑤	(円/組織)	組織	円	
面積計 ①+②+③ 交付額計①+②+③+④+⑤		a	円	

※実績報告においては、返還額を交付額の欄に [ ] 書きで記載すること。

※1 集落あたり加算上限と1 組織あたり加算上限が重複する場合は、1 組織あたり加算上限を適用する組織欄に記載すること。

加算措置の 対象組織数
組織



(2) 資源向上活動支援事業費補助金 交付計画 (実績)

ア. 資源向上活動支援事業費補助金 (共同活動)

(ア) 基本単価

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額 (国費+県費)	備考
田 ①		a	円	
基本単価	(円/10a)	a	円	
基本単価×5/6	(円/10a)	a	円	
基本単価×0.75	(円/10a)	a	円	
基本単価×5/6×0.75	(円/10a)	a	円	
その他の単価	(円/10a)	a	円	
畑 ②		a	円	
基本単価	(円/10a)	a	円	
基本単価×5/6	(円/10a)	a	円	
基本単価×0.75	(円/10a)	a	円	
基本単価×5/6×0.75	(円/10a)	a	円	
その他の単価	(円/10a)	a	円	
草地 ③		a	円	
基本単価	(円/10a)	a	円	
基本単価×5/6	(円/10a)	a	円	
基本単価×0.75	(円/10a)	a	円	
基本単価×5/6×0.75	(円/10a)	a	円	
その他の単価	(円/10a)	a	円	
計 ①+②+③		a	円	

※実績報告においては、返還額を交付額の欄に [ ] 書きで記載すること。

(イ) 加算単価 (加算措置の適用がある場合のみ、記載する)

a. 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額 (国費+県費)	備考
田 ①		a	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	
畑 ②		a	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	
草地 ③		a	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	
計 ①+②+③		a	円	

※実績報告においては、返還額を交付額の欄に [ ] 書きで記載すること。

加算措置の 対象組織数
組織

b.農村協働力の深化に向けた活動への支援

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額（国費+県費）	備考
田 ①		a	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	
畑 ②		a	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	
草地 ③		a	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	
計 ①+②+③		a	円	

※実績報告においては、返還額を交付額の欄に [ ] 書きで記載すること。

加算措置の 対象組織数
組織

c.水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額（国費+県費）	備考
田		a	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	
計		a	円	

加算措置の 対象組織数
組織



イ. 資源向上活動支援事業費補助金（長寿命化）

区分	交付単価	対象農用地面積	交付上限額 (国費+県費)	交付額 (国費+県費)	備考
田 ①		a	円	円	
基本単価	(円/10a)	a	円	円	
基本単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
1集落150万円		a			
その他の単価	(円/10a)	a	円	円	
畑 ②		a	円	円	
基本単価	(円/10a)	a	円	円	
基本単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
1集落150万円		a			
その他の単価	(円/10a)	a	円	円	
草地 ③		a	円	円	
基本単価	(円/10a)	a	円	円	
基本単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
1集落150万円		a			
その他の単価	(円/10a)	a	円	円	
保全管理する区域内に 存在する集落数 ④	(円/集落)	集落	円	円	
計 ①+②+③+④		a	円	円	

※実績報告においては、返還額を交付額の欄に [ ] 書きで記載すること。

※1集落150万円の対象農用地面積には、1集落150万円の上限額が適用される対象組織の対象農用地面積を記載すること。

ウ. 組織の広域化・体制強化

区分	交付単価	対象組織数	交付額 (国費+県費)	備考
3集落以上または 50ha以上200ha未満	(円/組織)	組織	円	
200ha以上1,000ha未満 または特定非営利活動法人	(円/組織)	組織	円	
1,000ha以上	(円/組織)	組織	円	

※実績報告においては、返還額を交付額の欄に [ ] 書きで記載すること。





3 経費の配分

区 分	補助金に係る事業に要する 経費（又は補助金に係る事 業に要した経費）	負担区分			備考
		国 費	県 費	市町村費	
農地維持活動支援事業費	円	円	円	円	
資源向上活動支援事業費	円	円	円	円	
合 計	円	円	円	円	

（注）備考欄には、消費税仕入控除額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合は「含  
税額」をそれぞれ記載すること。

4 事業完了予定（又は事業完了）年月日

年 月 日

5 収支予算（又は収支精算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減額		備考
			増	減	
農地維持活動支援事業費	円	円	円	円	
(1) 国費		円	円	円	
(2) 県費		円	円	円	
(3) 市町村費		円	円	円	
資源向上活動支援事業費	円	円	円	円	
(1) 国費	円	円	円	円	
(2) 県費	円	円	円	円	
(3) 市町村費	円	円	円	円	
合 計	円	円	円	円	

（2）支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減額		備考
			増	減	
農地維持活動支援事業費	円	円	円	円	
資源向上活動支援事業費	円	円	円	円	
合 計	円	円	円	円	

6 支払いの方法

口座振込

金融機関名	銀行	本店・（ ）支店
預金種別	1 普通 2 当座 3 その他（ ）	口座番号
口座名義		

<施行注意>

実績報告の際には、「2 事業計画及びその内容」及び「3 経費の配分」は交付決定に係る内容及び実績報告の内容を容易に比較対照できるよう交付決定内容を（ ）書で上段に記載するとともに、「5 収支予算」を「5 収支精算」、「本年度予算額」を「本年度精算額」、「前年度予算額」を「本年度予算額」に置き換えるものとする。

(第3号様式 別紙2)

1 事業の目的

2 事業計画及びその内容

1) 促進計画の策定 (又は実績)

策定時期	備考
月	

2) 推進・指導等

①説明会等の開催計画 (又は実績)

開催時期	説明内容	備考
月		

②推進・指導等の計画 (又は実績)

実施時期	内容	備考
月		

③審査・通知等の計画 (又は実績)

実施時期	内容・件数等	備考
月		

④推進に関する手引き等の作成計画 (又は実績)

資料の内容	配布先	作成部数	備考
		部	

⑤事務支援組織への支援計画 (又は実績)

交付時期	対象組織数	交付額	備考
月	組 織	円	

3) 実施状況の確認事務計画 (又は実績)

確認時期	体制・件数等	備考
月		

4) その他推進事業の実施に必要な事項

実施時期	内容・事業量等	備考
月		

### 5) 経費の配分

推進事業に要する経費 (又は要した経費)	負担区分			備考
	国費	県費	市町村費	
推進事業費	円	円	円	

(注) 備考欄には、消費税仕入控除額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合は「含税額」をそれぞれ記入すること。

### 3 事業完了予定 (又は事業完了) 年月日

年 月 日

### 4 収支予算 (又は精算)

#### (1) 収入の部

区分	本年度予算額 又は 本年度精算額	前年度予算額 又は 本年度予算額	比較増減額		備考
			増	減	
推進事業費 (国費)	円	円	円	円	

#### (2) 支出の部

区分	本年度予算額 又は 本年度精算額	前年度予算額 又は 本年度予算額	比較増減額		備考
			増	減	
推進事業費 (国費)	円	円	円	円	

### 5 支払いの方法

#### 口座振込

金融機関名	銀行		本店 ・ ( ) 支店	
預金種別	1 普通	2 当座	3 その他 ( )	口座番号
口座名義				

#### < 施行注意 >

実績報告の際には、「2. 事業計画及びその内容」及び「3. 経費の配分」は交付決定に係る内容及び実績報告の内容を容易に比較対照できるよう交付決定内容を ( ) 書で上段に記載するとともに、実績報告の際には、「4. 収支予算」を「4. 収支精算」、「本年度予算額」を「本年度精算額」、「前年度予算額」を「本年度予算額」に置き換えるものとする。

第4号様式（第6条第3項関係）

第 年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長  
または  
住所  
推進組織名  
代表者 印

### 令和 年度 推進事業費補助金交付決定前着手届

山梨県農地維持・資源向上活動支援事業費補助金交付要綱第6条第3項の規定に基づき、次の条件を了承の上、別添事業について交付決定前に着手したいので、提出する。

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天変地異等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらのあらゆる損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更はないこと。

(別添)

事業名	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
• 市町村 推進事業  • 推進組織 推進事業				

第 年 月 号  
日

市町村長 殿  
または  
推進組織の長 殿

山梨県知事

印

令和 年度 農地維持・資源向上活動支援事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度農地維持・資源向上活動支援事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則第5条の規定に基づき、次のとおり交付することに決定したので、同規則第7条及び山梨県農地維持・資源向上活動支援事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき通知する。

1 補助対象事業 農地維持活動支援事業費補助金  
資源向上活動支援事業費補助金  
推進事業費補助金

2 交付対象経費 円

3 補助金の額 円

4 市町村長は、概算払により補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額に相当する額を延滞なく対象活動組織に交付しなければならない。

5 補助金交付の条件は、前記4に定めるもののほか、（別紙）のとおりとする。

※変更の場合、件名を「令和 年度 農地維持・資源向上活動支援事業費補助金変更交付決定通知書」とする。

※変更の場合、「2 交付対象経費」及び「3 補助金の額」について、変更前を上段括弧書き、変更後を下段に記載する。

(別紙)

## 交 付 条 件

- 1 市町村長及び推進組織の長は、次に掲げる規則等の定めるところに従わなければならない。
  - (1) 山梨県農地維持・資源向上活動支援事業費補助金交付要綱
  - (2) 山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)
  - (3) 多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)
  - (4) 多面的機能支払交付金実施要領(平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知)
  - (5) 多面的機能支払交付金交付要綱(平成26年4月1日付け25農振第2253号農林水産事務次官依命通知)
  - (6) 日本型直接支払推進交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知)
  - (7) 日本型直接支払推進交付金実施要領(平成28年4月1日付け27生産第2855号・27農振第2219号農林水産省農村振興局長通知)
- 2 1に掲げる規則等又は交付条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
- 3 市町村長及び推進組織の長は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出について証拠書類を、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- 4 市町村長は、対象活動組織から2により返還を受けた場合には、返還を受けた金額の全部又は一部に相当する額を知事に納付しなければならない。
- 5 補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を知事に納付しなければならない。
- 6 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を知事に納付しなければならない。
- 7 市町村長は、多面的機能支払交付金実施要綱第5に定める事業実施主体に補助金を交付するときは、当該事業実施主体に対し、多面的機能支払交付金交付要綱第6、第8から第10まで及び第13の規定に準ずる条件を付すほか、次に掲げる条件を付さなければならない。この場合において、市町村長は、事業実施主体からの(1)のイに係る納付を受けた場合は、その金額の全部又は一部を知事に納付しなければならない。

## (1) 財産の管理等

ア 事業実施主体は、交付対象経費（補助金に係る事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助金に係る事業の完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運営を図らなければならない。

イ 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがあること。

## (2) 財産の処分の制限

ア 事業実施主体は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）において、農林水産大臣が別に定める取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ市長村長の承認を受けなければならない。

イ アの承認については前号のイの規定を準ずる。

ウ 市町村長は、イのアの承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

## (3) 財産管理台帳の整備

事業実施主体は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、多面的機能支払交付金交付要綱別記様式第8号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

## (4) 契約等

ア 事業実施主体は、補助金に係る事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助金に係る事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合には指名競争に付し、又は随意契約とすることができる。

イ 事業実施主体は、アにより契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、多面的機能支払交付金交付要綱別記様式第9号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。もしくは、多面的機能支払交付金交付要綱別記様式第9号以外のもので、指名停止の措置を受けていないことを証明できるようにしなければならない。

- 8 推進組織の長は、交付事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならない。ただし、交付事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合には指名競争に付し、又は随意契約とすることができる。
- 9 推進組織の長は、8により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、多面的機能支払交付金交付要綱別記様式第9号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

（注1）8、9は推進組織の長へ推進交付金の交付決定を通知する場合の条件とする。

（注2）国からの交付決定により、上記とは別の交付条件が付されている場合は、その指示に従い条件を追加することとする。

山梨県知事 殿

市町村長 印  
または  
住所  
推進組織名  
代表者 印

令和 年度 農地維持・資源向上活動支援事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった補助金について、次のとおり計画を変更し〔 金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、山梨県農地維持・資源向上活動支援事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき申請する。

注：金額の変更のない場合は〔 〕の部分を除くこと。

記載事項については、第3号様式 別紙1または第3号様式 別紙2に準ずる。

（注）補助金交付の決定に係る内容及び変更後の内容を、容易に比較対照できるように作成するものとし、変更前を括弧書きで記載すること。

山梨県知事 殿

市町村長 印  
または  
住所  
推進組織名  
代表者 印

令和 年度 農地維持・資源向上活動支援事業費補助金遂行状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった補助金について、山梨県農地維持・資源向上活動支援事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき、次のとおり報告する。

令和 年 月 日現在

区 分	計 画 A	出 来 高 B	進 捗 度 B/A	備 考
農地維持活動支援事業費補助金 (資源向上活動支援事業費補助金) (推進事業費補助金)	円	円	%	

第8号様式（第13条関係）

第 年 月 日  
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印  
または  
住所  
推進組織名  
代表者 印

令和 年度 農地維持・資源向上活動支援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知（及び令和 年 月 日付け 第 号で変更通知）のあった補助金について、次のとおり実施したので、山梨県農地維持・資源向上活動支援事業費補助金交付要綱第13条の規定に基づき報告する。

記載事項については、第3号様式 別紙1または第3号様式 別紙2に準ずる。

（注）交付の決定に係る内容及び実績報告の内容を比較対照できるように作成するものとし、交付決定内容を括弧書きで記載すること。

山梨県知事 殿

市町村長 印  
または  
住所  
推進組織名  
代表者 印

令和 年度

農地維持・資源向上活動支援事業費補助金の消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知（及び令和 年 月 日付け 第 号で変更通知）のあった補助金について、山梨県農地維持・資源向上活動支援事業費補助金交付要綱第13条第3項の規定に基づき次のとおり報告する。

1	山梨県補助金等交付規則第13条の補助金の額の確定額	金	円
2	補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4	補助金返還相当額	金	円

（注）記載内容確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、交付対象事業者が法人格を有しない組合等の場合には、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合には、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載  
( )

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

山梨県知事 殿

市町村長 印  
 または  
 住所  
 推進組織名  
 代表者 印

令和 年度 農地維持・資源向上活動支援事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知（及び令和 年 月 日付け 第 号で変更通知）のあった補助金について、山梨県農地維持・資源向上活動支援事業費補助金交付要綱第14条第2項の規定に基づき、次のとおり概算払いの請求をする。

1 概算払請求額

農地維持活動支援事業費補助金 円  
 資源向上活動支援事業費補助金 円  
 推進事業費補助金 円  
 計 円

2 内 訳

(単位：円)

区分	交付決定額 ①	既受領額 ②	今回請求額 ③	残高 ① - (② + ③)	備考
農地維持活動 支援事業費					
資源向上活動 支援事業費					
推進事業費					

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法

座振込

金融機関名	銀行	本店 ・ ( ) 支店	
預金種別	1 普通 2 当座 3 その他 ( )	<input type="checkbox"/> 座番号	
<input type="checkbox"/> 座名義			

山梨県知事 殿

市町村長 印  
または  
住所  
推進組織名  
代表者 印

令和 年度 農地維持・資源向上活動支援事業費補助金  
（中止、廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知（及び令和 年 月 日付け 第 号で変更通知）のあった補助金について、次のとおり中止（廃止）したいので山梨県農地維持・資源向上活動支援事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、申請する。

1 補助対象事業 農地維持活動支援事業費補助金  
資源向上活動支援事業費補助金  
推進事業費補助金

2 中止（廃止）の理由

※ 中止（廃止）承認申請書の提出と併せ、要綱第10条の変更承認申請書（第6号様式）を提出するものとする。